



長崎県公報

目 次

◎ 条 例

所管課(室)名

○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

人 事 課

○長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議 会 事 務 局

◎ 規 則

○現業職員の給与に関する規則及び現業会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

人 事 課

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第52号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和32年長崎県条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(期末手当) 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> (管理又は監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員(以下「特定幹部職員」という。)にあっては <u>100分の105</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4～6 略	(期末手当) 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> (管理又は監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員(以下「特定幹部職員」という。)にあっては <u>100分の110</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4～6 略

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(勤務1時間当たりの給与額の算出) 第17条 前4条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他人事委員会規則で定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1	(勤務1時間当たりの給与額の算出) 第17条 前4条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他人事委員会規則で定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1

週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分（再任用短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定める時間）に毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における職員勤務時間条例第8条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

（期末手当）

第20条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（管理又は監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）～（4）略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 略

週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分（再任用短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定める時間）に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

（期末手当）

第20条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（管理又は監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）～（4）略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 略

（市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正）

第3条 市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（期末手当） 第16条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6 略	（期末手当） 第16条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6 略

第4条 市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（勤務1時間当たりの給与額の算出） 第14条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他人事委員会規則で定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分（再任用短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定める時間）に毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における市町村立学校職員勤務時間条例の規定により例による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。 （期末手当） 第16条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	（勤務1時間当たりの給与額の算出） 第14条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他人事委員会規則で定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分（再任用短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定める時間）に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。 （期末手当） 第16条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4～6 略	(1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4～6 略
--	--

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長崎県条例第43号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(職員給与条例の適用除外等) 第5条 略 2 特定任期付職員に対する職員給与条例第19条第1項の規定の適用については、同項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、職員給与条例第20条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。 3 特定任期付職員に対する市町村立学校職員給与条例第15条の2第1項の規定の適用については、同項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、市町村立学校職員給与条例第16条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。	(職員給与条例の適用除外等) 第5条 略 2 特定任期付職員に対する職員給与条例第19条第1項の規定の適用については、同項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、職員給与条例第20条第2項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。 3 特定任期付職員に対する市町村立学校職員給与条例第15条の2第1項の規定の適用については、同項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、市町村立学校職員給与条例第16条第2項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(職員給与条例の適用除外等) 第5条 略 2 特定任期付職員に対する職員給与条例第19条第1項の規定の適用については、同項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、職員給与条例第20条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。 3 特定任期付職員に対する市町村立学校職員給与条例第15条の2第1項の規定の適用については、同項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、市町村立学校職員給与条例第16条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。	(職員給与条例の適用除外等) 第5条 略 2 特定任期付職員に対する職員給与条例第19条第1項の規定の適用については、同項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、職員給与条例第20条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。 3 特定任期付職員に対する市町村立学校職員給与条例第15条の2第1項の規定の適用については、同項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、市町村立学校職員給与条例第16条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。

(知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第7条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(昭和31年長崎県条例第56号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(期末手当) 第3条 略 2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員の給与に関する条例(昭和32年長崎県条例第45号)第20条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。	(期末手当) 第3条 略 2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員の給与に関する条例(昭和32年長崎県条例第45号)第20条第2項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。

第8条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(期末手当) 第3条 略 2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号）第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。	(期末手当) 第3条 略 2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号）第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。

（常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第9条 常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（昭和34年長崎県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(手当) 第3条 略 2 前項の手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額の100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号）第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。	(手当) 第3条 略 2 前項の手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額の100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号）第20条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。

第10条 常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(手当) 第3条 略 2 前項の手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額の100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号）第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。	(手当) 第3条 略 2 前項の手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額の100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号）第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。

（長崎県教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第11条 長崎県教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成12年長崎県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(手当) 第4条 地域手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号）第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。	(手当) 第4条 地域手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号）第20条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。

第12条 長崎県教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改

正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(手当) 第4条 地域手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号）第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。	(手当) 第4条 地域手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号）第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。

(会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第13条 会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年長崎県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(会計年度任用職員の報酬等) 第2条 略 2 略 <u>3 会計年度任用職員に支給する報酬等は、職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例を改正する条例が施行された場合であっても、当該条例が施行された日の属する年度においては、当該年度当初に施行されている職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の規定（年度当初に遡及して適用される規定を除く。）に基づき、これを支給する。</u> 4 略 附 則 1 略 (経過措置) 2 施行日の前日（以下「基準日」という。）において法第3条第3項第3号に規定する特別職として報酬を月額で支給され、かつ、施行日において基準日と同一の職にパートタイム会計年度任用職員として新たに採用された職員で、施行日以降におけるその者の受ける報酬月額（第5条に規定する地域手当に相当する報酬を含む。以下「新報酬月額」という。）により算出される年収額が基準日における報酬月額により算出される年収額（以下「旧年収額」という。）に達しないこととなる職員には、施行日から令和7年3月31日までの間、新報酬月額のほか、旧年収額と新報酬月額により算出される年収額との差額を<u>14.55</u>で除して得た額を報酬として支給する。 3 略	(会計年度任用職員の報酬等) 第2条 略 2 略 3 略 附 則 1 略 (経過措置) 2 施行日の前日（以下「基準日」という。）において法第3条第3項第3号に規定する特別職として報酬を月額で支給され、かつ、施行日において基準日と同一の職にパートタイム会計年度任用職員として新たに採用された職員で、施行日以降におけるその者の受ける報酬月額（第5条に規定する地域手当に相当する報酬を含む。以下「新報酬月額」という。）により算出される年収額が基準日における報酬月額により算出される年収額（以下「旧年収額」という。）に達しないこととなる職員には、施行日から令和7年3月31日までの間、新報酬月額のほか、旧年収額と新報酬月額により算出される年収額との差額を<u>14.6（施行日から令和3年3月31日までの間は13.69）</u>で除して得た額を報酬として支給する。 3 略

(一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第14条 一般職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年長崎県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(社会福祉業務手当) 第11条 社会福祉業務手当は、職員が、福祉に関する業務で次に掲げる業務に従事したときに支給する。 (1) 略 (2) こども・女性・障害者支援センターに勤務する職員が行う次に掲げる業務 ア <u>児童福祉司、児童心理司及び保健師（人事委員会規則で定めるものに限る。）が行う業務</u>	(社会福祉業務手当) 第11条 社会福祉業務手当は、職員が、福祉に関する業務で次に掲げる業務に従事したときに支給する。 (1) 略 (2) こども・女性・障害者支援センターに勤務する職員が行う次に掲げる業務 ア <u>児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司及び心理判定員が行う業務</u>

<u>イ 身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司が行う業務</u> <u>ウ及びエ 略</u> (3) 略 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) <u>前項第2号ア及びウに掲げる業務 勤務1月につき2万円</u> (3) <u>前項第2号イ及びエに掲げる業務 勤務1月につき1万3,800円</u>	<u>イ及びウ 略</u> (3) 略 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) <u>前項第2号に掲げる業務 勤務1月につき1万3,800円</u>
--	--

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条、第12条及び第13条（第2条第3項の改正部分を除く。）の規定は、令和3年4月1日から施行する。
 - 第14条の規定による改正後の一般職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の一般職員特殊勤務手当条例」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用する。
- (給与の内払)
- 改正後の一般職員特殊勤務手当条例の規定を適用する場合においては、第14条の規定による改正前の一般職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の一般職員特殊勤務手当条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。
- (人事委員会規則への委任)
- 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第53号

長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年長崎県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(期末手当) 第7条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(期末手当) 第7条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

第2条 長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(期末手当) 第7条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）にお	(期末手当) 第7条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）にお

いて議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 略

いて議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 略

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

規 則

現業職員の給与に関する規則及び現業会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月30日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第45号

現業職員の給与に関する規則及び現業会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

- 第1条 現業職員の給与に関する規則(昭和32年長崎県規則第81号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(期末手当) 第19条 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日(条例第9条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「100分の72.5」とする。 3及び4 略	(期末手当) 第19条 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日(条例第9条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「100分の72.5」とする。 3及び4 略

- 第2条 現業職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(勤務1時間当たりの給与額の算出) 第17条 前4条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他一般職員の例による手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから7時間45分(再任用短時間勤務職員にあっては、一般職員の例による時間)に毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における職員勤務時間条例第8条に規定する祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)及び年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。 (期末手当) 第19条 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日(条例第9条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応	(勤務1時間当たりの給与額の算出) 第17条 前4条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他一般職員の例による手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから7時間45分(再任用短時間勤務職員にあっては、一般職員の例による時間)に <u>18</u> を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。 (期末手当) 第19条 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日(条例第9条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、

じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 3及び4 略	当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 3及び4 略
--	--

(現業会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正)

第3条 現業会計年度任用職員の給与に関する規則(令和2年長崎県規則第4号)の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(現業会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額) 第16条 略 2 第11条第1項から第3項まで及び前条に規定するパートタイム現業会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 月額で給料を支給する場合 第6条第1項の規定により計算して得た額及びこれに対する地域手当の額の合計額に、12を乗じて得た額を当該パートタイム現業会計年度任用職員に定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの(任命権者において、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日を定められたパートタイム現業会計年度任用職員にあっては、当該1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該パートタイム現業会計年度任用職員に定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数に7時間45分を乗じて得た数に毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年長崎県条例第6号)第8条に規定する祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)及び年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。))の日数の合計を乗じたものを減じたもの)で除して得た額 (2)及び(3) 略 (現業会計年度任用職員の給与の改定) 第21条 現業会計年度任用職員に支給する給与は、<u>現業規則を改正する規則が施行された場合であっても、当該規則が施行された日の属する年度においては、当該年度当初に施行されている現業規則の規定(年度当初に遡及して適用される規定を除く。)</u>に基づき、これを支給する。 第22条及び第23条 略 附 則 1 略 (経過措置) 2 施行日の前日(以下「基準日」という。)において法第3条第3項第3号に規定する特別職として報酬を月額で支給され、かつ、施行日において基準日と同一の職にパートタイム現業会計年度任用職員として新たに採用された職員で、施行日以降におけるその者の受ける給料月額(以下「新給料月額」という。)及びこれに対する地域手当の額により算出される年収額が基準日における報酬月額により算出される年収額(以下「旧年収額」という。)に達しないこととなる職員には、施行日から令和7年3月31日までの間、新給料月額のほか、旧年収額を14.55で除して得た額に、次の各号の当該職員に支給される地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合(地域手当が支給されない職員は100分の100)を乗じて得た額から新給料月額を差し引いた額を給料として支給する。	(現業会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額) 第16条 略 2 第11条第1項から第3項まで及び前条に規定するパートタイム現業会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 月額で給料を支給する場合 第6条第1項の規定により計算して得た額及びこれに対する地域手当の額の合計額に、12を乗じて得た額を当該パートタイム現業会計年度任用職員に定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの(任命権者において、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日を定められたパートタイム現業会計年度任用職員にあっては、当該1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該パートタイム現業会計年度任用職員に定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数に18を乗じたものを減じたもの)で除して得た額 (2)及び(3) 略 第21条及び第22条 略 附 則 1 略 (経過措置) 2 施行日の前日(以下「基準日」という。)において法第3条第3項第3号に規定する特別職として報酬を月額で支給され、かつ、施行日において基準日と同一の職にパートタイム現業会計年度任用職員として新たに採用された職員で、施行日以降におけるその者の受ける給料月額(以下「新給料月額」という。)及びこれに対する地域手当の額により算出される年収額が基準日における報酬月額により算出される年収額(以下「旧年収額」という。)に達しないこととなる職員には、施行日から令和7年3月31日までの間、新給料月額のほか、旧年収額を14.6(施行日から令和3年3月31日までの間は13.69)で除して得た額に、次の各号の当該職員に支給される地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合(地域手当が支給されない職員は100分の100)を乗じて得た額から新給料月額を差し引いた額を給料として支給する。

(1)～(7) 略 3 及び 4 略	(1)～(7) 略 3 及び 4 略
-----------------------	-----------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条（第21条から第23条までの改正部分を除く。）の規定は、令和3年4月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二一四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰
岩永印刷所